次期「静岡市障がい福祉計画」等の策定について

1 法の位置づけ

(1) 障がい福祉計画

- ① 障害者総合支援法第88条第1項を根拠
- ② 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)として位置づけ
- ③ 厚生労働省による「基本指針」に即して策定することとされている。
- ④ 今回(第5期)から「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定

(2) 障がい児福祉計画

- ① 改正児童福祉法第33条の20第1項を根拠
- ② 障がい児の通所支援及び相談支援の提供体制の確保に関する計画(市町村障害児計画)として位置づけ
- ③ 厚生労働省による「基本指針」に即して策定することとされている。
- ④ 上記「障がい福祉計画」と一体のものとして策定

(3) 備考

今回障がい福祉計画と同時に策定される「障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に定める「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画 (市町村障害者計画)として位置づけられ、内閣府が策定する「第4次障害者基本計画」及び「静岡県障害者計画」に準拠して策定することとされている。

2 計画の期間

平成30年度から32年度の3年間とする。

なお、計画期間中に、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じ見直すこともできる。

		29 年度	30年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
市	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			3年間			
	障がい者計画			3年間			
県	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			3年間			
	障害者計画				5年間		
围	第5期計画策定に係る 基本指針	〇 告示					
	第4次障害者基本計画				5年間		

3 計画の対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方ばかりでなく、 療育の必要な児童、発達障がいのある方、難病患者、精神障害者通院医療費の公費 負担を受けている方などの、日常生活や社会生活で支援を必要とする方も含まれる。

4 計画内容の審議

障害者総合支援法の規定により「障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努める」 ものとされている。